

旭川市住宅改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の省エネルギー化や性能維持・向上改修を行う者に対し、予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定め、市民が安心して住み続けられる住まいづくりと良質な住宅ストックの形成を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 住宅

一戸建住宅、共同住宅、長屋及び併用住宅とする。ただし、国や地方公共団体が供給する住宅や老人ホームなどのサービス提供を伴う施設形態の住宅は除く。

(2) 市内建築関連事業者

次のいずれかに該当する建築関連事業者をいう。

ア 旭川市内に営業所等を置く者

イ 上記ア以外で改修工事を行おうとする住宅の新築工事施工者

(3) 承継人

補助金の申請者以外の所有者、居住者又は申請者の3親等以内の親族、かつ、補助金の対象となる工事を継承する者で、市税の滞納がない者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 工事を行う住宅及び土地の所有権を全て有していること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

ア 所有権を有する全ての者の承諾を得たとき。

イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）による管理組合の承諾を得たとき。

(3) 本制度による補助金の交付を受けていないこと。ただし、最後に補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から10年を経過している場合は、この限りでない。

(4) 本補助金の交付申請を行った同一年度に旭川市やさしさ住宅補助制度又は旭川市住宅雪対策補助制度への補助金の交付申請を行っていないこと。

(5) 旭川市暴力団排除条例第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同条同項第2号に規定する暴力団員ではないこと。

(6) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たす住宅とする。

(1) 補助金の申請者が居住する旭川市内の建築後10年以上経過している住宅であ

ること。

- (2) 前号の住宅が共同住宅の場合は住戸部分、分譲マンションの場合は専有部分、併用住宅の場合は居住の用に供する部分とする。ただし、併用住宅で次条の補助対象工事のうち屋根又は外壁の改修を行う場合は、住宅以外の用途の床面積が延べ面積の2分の1以下かつ50㎡以内の建物であること。この場合、専ら店舗の装飾等に類すると認められるものは除き非住宅部分も住宅とみなす。
- (3) 本制度による補助金の交付を受けていない住宅であること。ただし、最後に補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から10年を経過している場合又は一戸建住宅で補助金の交付を受けたときの居住者及び所有者の全員が変わった場合は、この限りでない。
- (4) 本補助金の交付申請を行った同一年度に旭川市やさしさ住宅補助制度又は旭川市住宅雪対策補助制度への補助金の交付申請を行っていない住宅であること。

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、次の各号に掲げる要件を全て満たす工事とする。

- (1) 別表に掲げる省エネルギー化工事又は性能維持・向上工事で対象工事基準に該当する工事であること。
 - (2) 市内建築関連事業者が施工する工事であること。
 - (3) 補助対象工事費が消費税及び地方消費税相当額を含めて30万円以上（節水型トイレが含まれる工事は10万円以上）であること。
 - (4) 補助金の交付決定後に補助金に係る工事を契約し、市長が別に定める日までに工事完了報告書を提出できる工事であること。
 - (5) 介護保険法に基づく居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具の給付を受けることができる者が居住する住宅については、その助成の対象外となる工事であること。
 - (6) 国、北海道又は旭川市の他の助成を受けない工事であること。ただし、他の助成を受ける工事と明確に区分でき、かつ、重複しないことが明らかな工事である場合は、この限りでない。
- 2 過去に本制度による補助金の交付を受けて工事をした部分は、その補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から10年を経過するまで本補助金のほか、旭川市やさしさ住宅補助制度及び旭川市住宅雪対策補助制度の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、省エネルギー化工事にあつては補助対象工事費の3分の1以内、性能維持・向上工事にあつては補助対象工事費の10分の1以内で、かつ、上限額を10万円とする。なお、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 申請者は、補助金の交付申請を行おうとするときは、市長が別に定める期間内に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 住宅改修工事に係る見積書（市内建築関連事業者の押印があるもの）
- (3) 市内建築関連事業者で第2条第2号イに該当する場合、新築工事施工者であることが確認できる書類（新築工事の契約書や図面等）

2 前項の申請は、同一の受付期間内において申請者及び住宅ごとに1の申請しかできないものとする。

（補助金交付予定者）

第8条 市長は、前条で受け付けた補助申請額の合計が予算を超えない場合は申請者全員を補助金の交付予定者（以下「交付予定者」という。）とし、予算を超える場合は抽選により交付予定者を決定する。

2 市長は、前項に基づき決定した交付予定者に対して、補助金申請状況通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 交付予定者は、市長が別に定める期限までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 交付予定者の市税の納税証明書
- (2) 補助対象住宅の付近見取図
- (3) 補助対象工事部分を示す写真
- (4) 補助対象工事の内容を示す図面（軽微な工事内容のものを除く。）
- (5) 省エネルギー化工事の場合、使用する材料等の仕様・性能等が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付決定）

第9条 市長は、補助金交付予定者から前条第3項の書類の提出を受けたときは、申請内容が第3条から第5条までの規定を満たしているかを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対して、補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、前条の交付予定者にならなかった者及び前項の交付決定者以外に対して、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

4 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金を交付しないと決定することができるものとし、申請者に対して、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

（補助金の変更申請等）

第10条 交付決定者は、補助金交付決定通知書を受けた後、補助金交付申請書及びそ

の添付書類の内容に変更が生じた時は、変更申請書（様式第5号）に変更内容を確認できる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、変更に伴う補助金額等の変更の有無を決定し、補助金交付決定通知書（変更）（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。ただし、補助対象工事費は当該申請前の額を上限とし増額は認めない。

3 交付の決定に当たっては、前条第4項及び第18条の規定を準用する。

（補助金交付申請の取下げ及び取りやめ）

第11条 申請者が第7条の規定に基づく補助金交付申請後から第9条第1項の補助金交付決定までの間に補助金交付申請を取り下げる場合又は交付決定者が補助対象工事を取りやめる場合は、速やかに補助金交付申請取下げ届・工事取りやめ申請書（様式第7号）により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく届出又は申請があったときは、補助金交付決定前においては取下げ届受理通知書（様式第8号）により申請者に、補助金交付決定後においては補助金交付決定通知書（取消）（様式第9号）により交付決定者に、通知するものとする。

（完了報告）

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、市長が別に定める期限までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）工事完了報告書（様式第10号）

（2）補助対象工事の施工後の写真

（3）補助対象工事の施工中の写真（施工後の確認が困難な場合）

（4）工事請負契約書等の写し

（5）支払を証明する書類の写し

（6）省エネルギー化工事の場合は、使用した材料等の出荷証明書又は納品書等の写し

（7）その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の規定に基づく報告があったときは、その内容を審査し、補助金に係る工事の結果が適当と認めるときは、補助金額を確定し、交付決定者に補助金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査で、工事の結果が適当でないと認めたときは、交付決定者に必要な是正措置を命じ、是正の措置がなされたことを確認したのち、前項の通知を行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、補助金額の確定後、交付決定者が提出する請求書（様式第12号）により補助金を交付する。

(指導・助言)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して補助金の交付の目的を達成するため必要な指導・助言を行うものとし、当該指導・助言を受けた交付決定者は必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第 16 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取消しに係る部分に関し既に交付した補助金があるときは、その返還を命じることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 不正な行為があったとき。

(3) その他補助することが不相当と認められる事実があったとき。

2 前項の規定に基づく取消しは、補助金交付決定通知書(取消)(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付予定者又は交付決定者が死亡した場合の補助金の取扱い)

第 17 条 交付予定者が死亡した場合で、承継人が第7条の規定に基づく補助金交付申請、第8条第3項の書類及び死亡した交付予定者との関係を証明する書類を提出したときは、当該承継人を交付予定者とすることができる。この場合において、補助金の交付決定に当たっては、第9条の規定を準用する。

2 交付決定者が死亡した場合で、承継人が第10条の規定に基づく変更申請、市税の納税証明書及び死亡した交付決定者との関係を証明する書類を提出したときは、当該承継人を交付決定者とすることができる。

(調査)

第 18 条 市長は、補助事業の適正な執行のため必要と認めるときは、申請者等の個人情報等の調査及び現地調査をすることができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。